

古文書と共に (三)

表紙に大きな文字で五人組とだけ書かれたものを古書市で手に入れた。最後に文政五年と書かれている。一頁に四行の大きな文字で書かれているが内容は五人組前書そのものである。これは何なのか疑問に思っていたところ、『徳川吉宗とその時代』（辻達也著）に

鷹狩りをした吉宗が吉田順庵という家で休息したところ、法度を手本として手習いをさせていたことを知って、以後代官らに法度や五人組帳を手習いの手本とするよう命じた。

とあり、これはその手習帳ではないかと気がついた。

さらにこの手習い帳と思われるものの中に挟み込まれていた往来手形の切端に隠州知夫里郡と書かれており、五人組の条文に流人、他国舟、当島という言葉があるので、これは隠岐島のものに違いないと確信した。隠岐の島は大きくは四つの群島で知夫里はそのひとつである。ただしこの古文書は知夫里のものであるという特定できない。

このような発見がますます古文書に興味を覚えさせてくれる。五人組帳は長文でうんざりするのだが、これはどうにか最後までで解読することができた。往来手形の人物とこの手習帳で学んだ人物が気になるが何か知る手懸りがあるだろうか。さらにこの古文書の背景になる当時の百姓観や隠岐の歴史などを探ってみたいと思う。

五人組帳は検地帳などと共に代表的な村方文書のひとつである。戦後この分野の研究が進み数々の論文、文献が発表されている。その状況について『天保騒動記』青木美智男著に次のように書かれている。

戦後の日本の歴史学界の中で、めざましい発展を遂げた分野に、日本近世史研究がある。戦前以来の時代区分でいえば、江戸時代にあたる。しかし、その研究の本身は、おもに支配者の歴史を中心にしてきた戦前の研究とは異なる。戦後は、底辺で働き、歴史を支え発展させてきた百姓たちの生活やたたかいを具体的に解明してきたのだといつてよい。

そして、このような問題への関心が高まれば高まるほど、百姓たちの生活の実態がもっともよく書き残されている村方文書の発掘もすすんだ。兵農分離以後、村役人に年貢の徴収などをまかせた村請制という支配のしくみからいけば、理論的には、旧村の数ほど、どの村にも文書が残されているはずだ、といってもよいくらいであるから、研究上の関心の高まりとともに、各地で未発見の文書が発掘されてもおかしくない。

事実、なかには、当時の百姓たちの生活を明らかにしてくれる貴重な文書もたくさんふくまれていた。しかも、残されている文書の大半は百姓自身の手で書いたものである。保存用の長持の中は、前述のように、ほとんど整理や分類もされないまま雑然としていたことが多い。そしてときには、七十年〜八十年近く土蔵の片すみに眠っていたため、湿気や虫食い、鼠の巣と化して聞くこともできなくなっ

いることもあるが、その中からそれまでの百姓観を大きく変えさせるような内容が書かれている文書がたくさん発見されたのである。

それでは従来の百姓観はどうであったのだろうか。江戸時代の農民の支配の定説として『本佐録』のつぎの言葉を引合いに説明される。

百姓は天下の根本也。是を治むるに法あり。先づ一人一人の田地の境目をよく立て、さて一年の入用作食をつもらせ、其余を年貢に収むべし。百姓は財の余らぬやうに、不足なきやうに、治むること道なり。毎年立毛の上を以て納むること、古の聖人の法なり

(注『本佐録』政道書。徳川家康の側近である本田佐渡守正信が二代將軍秀忠に家康の言葉として説いた書とされる。成立は寛文十年(一六七〇)頃。実際は藤原惺窩(せいか)著といわれる「仮名性理」の異本とする説が有力。)

吉宗時代に勘定奉行になった神尾都知の放言した「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」とか「生かさぬように殺さぬように」とという言葉が本佐録の「財の余らぬやうに、不足なきやうに」と同義にとられ、過激な言葉のほうが先行して一般化しているのが現状である。これは百姓自身が残した古文書が少なく身分制度下で公に出された文書でしか百姓たちの生活が見えないからで、前述の著書のように必ずしも支配者に痛みつけられた日常を送っていた訳ではないという見方もある。

五人組

五人組について

江戸時代の村や町における最末端の行政組織。村では本百姓、町では家持ち、家主をそれぞれ近隣の五戸ずつを原則として組み合わせて構成した。五人組の機能は仲間として日常生活での相互援助も行ったが、年貢納入、治安維持につき組の構成員が連帯責任を負うところにあった。五人組帳の条文（前書という）には、農民や町民の日常生活にかかわる細かい規定が書かれている。

五人組の支配体制をよく現している最後に書かれた請書の部分を先に見てみたい。

石所條 越前百姓不殘考合
奉許見許常中堅相守妻子召仕等迄
不撰向寄巡二組合地借店借水吞二至迄
不撰向寄巡二組合地借店借水吞二至迄

右御ケ條之趣惣百姓不殘寄合

奉拝見候常々堅相守妻子召仕等迄

念を入以可申付候五人組之儀中能者計り

不撰向寄巡二組合地借店借水吞二至迄

仮名がふってあるのは手習いで使用したためであろう。前書を遵守する旨の誓約文である。原本にはこの後に署名連印があるはずである。

組を以ての志を成す者なり
前書御條目落字無之様写し
唐方先能御用分書御集め
及後書御用分書御集め

組はつれの者言人も無御座候尤
前書御條目落字無之様写之

庄屋方ニ差置御用ニ付惣百姓集り候
度々読聞せ無油断吟味可仕候若

お省書らせ候へば
お入心不申上

庄屋方御用書及曲事
御用書

練山流渡連判手形指上
御用書

文政五年十二月吉日
多井才衛

相背候者御座候ハ、当人は不及申上
庄屋五人組共急度曲事可被

仰付候為後日連判手形指上申所如件

四十六枚

文政五年午十二月吉日 多井才衛

本来の五人組帳であればこの後に連判がある。

この五人組帳で隠岐島特有の条文

流人に関する条文

一流人之内御扶持方被下候衆、其外放捨之者迄も如何様ニ被頼
候共、船渡シ仕間敷候、若致油断渡海有之においてハ当村之者、
御詮議之上曲事可被仰付候、右之面々江非分不掛申無礼ケ間
敷義仕間鋪候事

一流人江他国より之書状等一切取次申間敷候、乍尔いとなみに
成候義願、又ハ無抛子細ニおいてハ其所御役人中江相訴可申
候、他国江遣度由申者御座候ハ、是又御役人中指図を請可
申候、惣而何事ニよらず疑敷義御座候ハ、早速御注進可申
上事

他国船に関する条文

一 他国船入津之節往来手形相改、御手代衆^江口御断揚可申候、
往来手形無之候ハ、揚申間鋪候、若不審成儀御座候ハ、

御手代衆^江御注進可仕事

一 他国船当島^二心懸ケ商売物持参、往来手形有之候ハ、揚候而、
前々之通り札を以爲致商売可申候、往来之船当島^二懸積荷物
之内売申度由申候共、少シも売せ申間敷候、自然逢難風^二糧
米無之、何^二而も払糧米求度由申候ハ、糧米調候程ハ売せ
可申候事

一 他国船逢難風危ク躰^二候ハ、随分情を出シ介抱可仕候、寄
船寄荷物等御制札之通り相守、聊以不作法仕間敷候、

自然島^江寄懸り候船日和能候得共、致逗留候ハ、早々出船候
様申渡シ爲致逗留申間鋪候事

港、島であることを示す条文

一 出船の砌、乗人并船頭水主^口等^二至迄致吟味慥成請人を取可
申事

一 島中之者他国^江参り候時ハ往来之御手形申請出船可仕事

往来手形

条文に「一、島中之者他国江参り候時ハ往来之御手形申請出船可仕事」とあり、その往来手形がある。これが挟み込まれていたので、隠岐島の五人組帳だという決め手になった。用済みの為か寺の捺印部分から下は破り取られているが文章はほぼ原型を留めている。

宗門往来之事
一 隠州知夫里郡知夫里村弥吉
重太郎おはなおつめ宗旨
真言宗当寺旦那二紛無御座候
然所此度四国巡拜二罷出
若行暮候節八一宿之儀御(頼)
申候萬一何方二而病死候共
其所之以御作法御執行
可被下候於拙寺何之構無
御座候為後日仍而如件
安政七年申二月 知夫里郡知夫里村
願成寺
御関所
村々御役人衆中

安政七年申二月 知夫里郡知夫里村
願成寺
周新
村々御役人衆中

宗門往来之事

御料松平出羽守様御預所
一 隠州知夫里郡知夫里村弥吉
重太郎おはなおつめ宗旨
真言宗当寺旦那二紛無御座候
然所此度四国巡拜二罷出
若行暮候節八一宿之儀御(頼)
申候萬一何方二而病死候共
其所之以御作法御執行
可被下候於拙寺何之構無
御座候為後日仍而如件
安政七年申二月 知夫里郡知夫里村
願成寺
御関所
村々御役人衆中

知夫里村の弥吉、重太郎、おはな、おつめの四名が安政七年に四国巡拜に行く為にもらった往来手形である。「萬一何方二而病死候共、其所之以御作法御執行可被下候」は往来手形に必ず書かれる文言であるが、途中で死んだ場合はその作法で葬ってくれとのこと、当時の旅は命を落とすことがあることを意味している。四国巡礼は身寄りのない年寄りが極楽往生を願って行くことも日常であったと聞く。交通手段はどうしたのか気になるのであるが、この往来手形は島に残っていたようなので四人は幸いに戻ってこられたのであろう。手形を書いた願成寺は現在も隠岐の地図に載っている。

条文の最後に「御触書写し」がある。強訴、徒党、逃散、停止の触れで一般的なものである。最近御代官陣屋へ大勢集まった事への注意喚起である。触れの出された年は特定できない。

御触書写し

御預り所国々百姓共御取箇并夫食

御触書写し

御預り所国々百姓共御取箇并夫食

御代官御預り所
 汽意近敷
 御料所之内
 陣屋江大勢相集り致訴訟候義も

種貸等其外頼之儀ニ付強訴

徒党逃散候義堅停止候処近来

御料所之内ニも右躰之願筋ニ付御代官

陣屋江大勢相集り致訴訟候義も

有之不届千至極ニ候自今以後嚴敷

吟味之上重千罪科ニ可被行候条

御代官支配限り百姓共江兼々急渡

申付置候様御代官江可申渡候

有之不届千至極ニ候自今以後嚴敷

吟味之上重千罪科ニ可被行候条

御代官支配限り百姓共江兼々急渡

申付置候様御代官江可申渡候

幕府の御料を俗に天領といい、諸家御預けの御料も多くあった。ここは後者で往来手形記載のとおり「御料松平出羽守様御預所」で松江藩御預けの領地である。代官所は代官の執務するところである。天領では勘定所の配下であった。私領もほぼ同じ体制である。ここでは松江藩管轄の代官所のことであろう。陣屋は代官の居宅であるが普通は両者が隣接しているので区別されないことが多い。

地方の古文書でよく使われる言葉である。「徒党」何事かをなさんとして多数団結すること。「強訴」徒党を組んで訴えること。「逃散」百姓たちがその為政に納得せず、一村または二、三力村申しあわせて妻子を連れ田畑家屋敷を捨ててその村を立ち退くこと。「停止」ちょうじと読み、さし止め。禁止のこと。(当時の法令用語)

隠岐島、流人について

隠岐の歴史は古く大和朝廷時代に一つの国として成立している。このことから島ではなく国であると主張する人もいる。確かに江戸時代の日本は六十六箇国二島に分かれており、隠岐は佐渡同様、国とされていた。ちなみに二島とは吉岐と対馬である。幕府直轄地のあったのはそのうちの四十四箇国で隠岐もそのひとつであった。

元龜元年(七二四)遠流(おんる)の地として定められてから近世まで一貫して流刑の島であった。よく知られているところでは、承久三年(一一二二)後鳥羽上皇は承久の乱で倒幕に失敗し隠岐へ流され延応元年(一一三九)この地で生涯を閉じた。また元弘二年(一一三三)に後醍醐天皇は元弘の乱で北條義時に捕らえられ隠岐へ配流されたが翌年に島を離脱している。このように中世までは権力闘争で敗れ政治犯とされた貴族や武士、僧が配流の対象であった。

近世になって戦国期は毛利氏、堀尾氏、京極氏がそれぞれ私領として治めた。徳川になってからは形式的には幕府直轄地(天領)であったが、幕府が代官を置いたのは貞享末から享保五年までの三十三年間で、その前と後幕末までは往来手形に「御料松平出羽守様御預所」と書かれているように幕府が松江松平家へ行政を委託した形の松江藩預け地であった。

貞享までは流人の数は少なく僧を含めて十分以上に相当する者ですべて扶持が付いていたが、それ以降は扶持が付いていない放捨(はなちすて)の流人が急増した。条文にも「流人之内御扶持方被下候衆、其外放捨之者迄も」と区別されている。幕府が代官を置いたのがこの頃で幕府が財政改革を行った時期でもあ

る。流人は江戸からは大坂へ船で送られ、大坂で松江藩留守居役に引渡され隠岐へ送られた。この間天候など悪環境で病死する流人も多かったという。

流人の扱いはこの五人組帳に「右の面々へ非分掛け申さず、無礼がましき義仕りまじく候事」、「いとなみに成り候義の願、又は抛所なき子細においては、其所御役人中へ相訴え申すべく候、他国へ遣い度由、申す者御座候はば、是又御役人中指図を請け申すべく候」とあり、この条文を見る限り流人として人としての生活はある程度守られていたようである。

五人組帳も代官時代に整備されたようで、文献によると享保二年の「当国五人組御仕置帳面」が残されている。この手習い帳になった五人組は文政五年に写したものでそれからほぼ百年経ってからのものである。ただし条文に「牛馬は申すに及ばず、犬猫鶴迄も疎抹仕りまじく事」とあるのは綱吉の生類憐みの令の名残であるので、もとは元禄の代官時代に作られたものと思われる。

産業では「他国船当島に心懸け商売物持参、往来手形これ有り候はば揚げ候にて、前々の通り札を以って商売致させ申すべく候」とあり、札による商売が認められていた。隠岐と出雲の航路を往復する船の数が増え、海の資源、するめ、干鮑、塩鱒などを扱う問屋、輸送する廻船業が発達した。西回りの北前船の風待ちの寄港地となり、ここで直接商業活動をしたのではないが、この地の貨幣経済に影響を及ぼしたのである。

まとめ

元となる五人組帳は生類憐みの令の名残があることから綱吉の時代、幕府の代官が治めていた元禄時代に作成され、その後松江藩の預り所となった享保時代以降に触書の追記が行われ、文政時代に寺子屋の師匠によってこのような形に写されたと考ええてよいだろう。

五人組帳の条文から流人の島とはいえ本土と変わらない村の支配制度があり、この島特有の流人との共存も図られていた。安政年間には四国巡礼ができる程度の生活をする人々があり、海路であるが本土との交通手段も整っていたといえる。またこのような形で子供の教育も行われていたことが分かる。

以前は歴史年表にも載せられており、五人組帳の元祖とされていた慶安御触書は、江戸時代の第三代将軍徳川家光期にあたる慶安二年（一六四九年）に、江戸幕府が農民統制のために発令された幕法とされている文書であるが、現在では幕法ではなく、元禄十年（一六九七年）に甲斐国甲府藩領で発布されていた農民教諭書が慶安年間の幕法であるとする伝承が付加され広まったものであると考えられている。一部抜粋してみると

一朝おきを致し朝草を刈書八田畑耕作にかゝり晩に八繩をないたわらをあみ何にてもそれぞれの仕事無油断可仕事

一酒茶を買いのみ申間敷候妻子同前之事

一里方八居屋敷之廻りに竹木を植下葉共取薪を買候八ぬ様に可仕事

一萬種物秋初二念を入ゑり候て能種を置可申候惡種を時候得八

作毛惡敷候事

一正月十一日前に毎年鋤のさきをかけかまを打直し能きれ候様
二可仕惡きくわにて八田畑おこし候にはかゆき候八すかまも
きれかね候得八同前之事

一百姓八こへはい調置き候儀專一二候間せつちんをひろく作り
雨降り候時分水不入様に仕へしそれ二付夫婦かけむかいのも
の二而馬をも持事ならずこへため申候もならざるもの八庭之
内二三尺に二間程にほり候而其中へはきため又八道之芝草を
けつり入水をなかし入作りこゑを致し耕作へ入可申事

一百姓八分別もなく末の考もなきもの二候故秋二成候得八米雜
穀をむさと妻子二もくハせ候いつも正月二月三月時分の心を
もち食物を大切二可仕候二付雜穀專一二候間麥粟稗菜大根其
外何に而も雜穀を作り米を多く喰つふし候八ぬ様に可仕候飢
饉之時を存出し候得八大豆の葉あつきの葉さゝけの葉いもの
落葉などむさとすて候儀八もつたいなき事に候

このように日常生活まで細かい規定で雁字搦めにされていたのではあるが、百姓たちはどこまでこれらに従っていたのであろうか。確かに慶安御触書は農書とも思える内容である。逆にこの五人組帳は子供の教育に使われた事実から法令と言っても啓蒙的な教書のひとつとなったと言える。類似性からどちらでも使用される内容である。古文書の定説が覆されたもののひとつの例である。

参考文献

『隠岐の歴史』

永海一正著